

Renaissance

2015.1

明けましておめでとうございます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.41



撮影:T.Ito

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上 文男
弁護士 檀浦 康仁
弁護士 渡邊 健司
弁護士 南 善隆
弁護士 加藤 耕輔
弁護士 中内 良枝
社会保険士 小木曾 裕子

弁護士 柄夢 貞介
弁護士 勝又 敬介
弁護士 森田 祥玄
弁護士 森下 達
弁護士 石川 慎司
弁護士 中島 悠介
社会保険士 長谷川 沙美

弁護士 熊田 士朗
弁護士 梅村 明男
弁護士 上瀧 幹也
弁護士 奥村 典子
弁護士 横井 優太
税理士 大橋 由美子

弁護士 中野 直輝
弁護士 伴 麻里
弁護士 水野 憲幸
弁護士 小宮 仁
弁護士 長江 昂紀
司法書士 萩野 直樹

弁護士 尾関 栄作
弁護士 木村 環樹
弁護士 永井 康之
弁護士 遠藤 悠介
弁護士 米山 健太
社会保険士 労 原田 聰



この事務所報は再生紙を使用しております。

古紙100%再生紙

愛知総合法律事務所

検索

<http://www.aichisogo.or.jp>
E-mail home@aichisogo.or.jp

ワンストップ事務所を目指して

弁護士 村上 文男

皆さん新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

1 ワンストップ事務所って?

所に聞きに行きます。高齢者の方は年金のこと等聞きたいことが出でます。その場合には社会保険労務士さんが専門家です。そこで、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士が1つの事務所に在籍すれば他の事務所を探す手間が省け便利です。

2 愛知総合法律事務所は依頼者のためのワンストップ事務所を目指しています。

ワンストップ（完了）する事務所の事です。法律事務所に売った土地の返還を求めるなどを依頼した場合、勝訴すると、まず登記をしなければなりません。登記の専門家は司法書士です。登記のために司法書士事務所に行かなければなりません。多くの場合どこの司法書士さんに依頼してもいかわかりません。依頼者は勝訴しても、まだしなければならないことが残っています。更に税金のことも心配です。税金の事は税理士が専門です。税金の事は税理士事務所内に税理士、司法書士、社会保険労務士が所属しています。

3 更に大型化を目指します。

ワンストップ事務所も事務所の大型化が初めて初めて、実質化します。

法律相談が終わると、すぐにその場で税理士、司法書士、社労士さんが相談にのってくれます。依頼者にどうして最高に便利な形態です。依頼者（相談者）が動くのではなく、専門家がその場に来てくれるのですから、こんな便利なことはありません。

当事務所は依頼者の便利を考えて

このような究極の事務所を目指しています。

20名以上の弁護士がいて税理士、司法書士、社労士の4士業のいる法律事務所は愛知県では当事務所のみではないかと自負しています。

当事務所は理念として、社会のために、依頼者のために、構成員のために法律業務を行うことを掲げています。

できれば更に士業を増やして、依頼者の皆さんの要請に十分に応えられるように、更に邁進してまいります。今年も1歩でも2歩でも皆さんの期待に応えられる事務所を目指してまいりますので、ご支援を賜りまますようお願い申し上げます。

みなさんの本年のご健勝を祈念いたします。

依頼者の皆さんは、業務の専門化を弁護士に求めています。そのために当事務所は、専門チームを作っています。

更に離婚、相続、労働、医療、税務、登記、社会保険労務の各専門サイトを開設して、弁護士は研鑽に努めています。



人生に影響を与えた本

からた てい すけ
弁護士 柄多 貞介



73年も年輪を重ねてきますと、人生に影響を受けた本も相当数に上りますが、やはり決定的ともいえる本があります。それは、「フランクル著作集4巻、5巻【神経症・その理論と治療】」という専門書です。ヴィクトール・イ・フランクルという人は、ウィーン大学神経科教授でサルトルらとは別派の実存哲学を精神医学に取り入れた第三ウィーン学派の碩学で優れた臨床医でもあった人です。この本が日本語に翻訳されたのは、1961年で、翻訳直後、丁度私が二十歳になった頃に偶然出会ったことになります。その頃私は、フランクルがどんな経歴を持った人が知らなかったのですが、この人は、ユダヤ人としてアウシュヴィッツ収容所に囚われ、死の極限に立ちながら人間への信頼を持ち続け奇跡的に生還した人物で、その体験を「夜と霧」と題して世にあらわしています。私は、中学3年頃から大学2年始めまで、ひどいどもり(吃音)に悩んでおり、高校は福井市の工業高校機械科に在学していましたが、大阪の吃音矯正所に入り、電車の中で演説したりという馬鹿な訓練をしていました。しかしながら、かえってひどくなるばかりで、このまでは、自分の将来はない、広い東京に出て様々な人と交流すればどもりを直す手がかりも出てくるだろうと考え、当時弁論部がもっと活発だという、中央大学法学部を選び、直ちに辞達学会という弁論部に入ったのです。そこで、様々な模索を続けるうちにこの本に出会ったわけです。この本のどこに衝撃を受けたのかというと、フランクルは、「逆説的志向と反省除去」という心理療法を提案していました。簡単に言いますと、これまでには如何にしてどもらないようにするかという命題と格闘していましたが、そうすると、自分がどのようにして言葉を発するかを直前まで強迫的に観察することになりました。これは、不眠恐怖の人が眠りたいために、自分が何時眠るかを観察する態度に似て、そのことによって最も入眠が妨げられ、あるいは、100本の足を持つムカデがどの足から先に上げようかと自己観察を始めた瞬間に自由歩行ができなくなるようなものだというのです。無意識の自分を信頼して自我の自分を明け渡す(反省除去)の大切さがひとつで、そのためには、これまでどもるまいとしてきた努力を放棄し、むしろ思いっきり「どもる」ことを望みなさい(逆説的志向)。つまり、自分の恐怖するものと自ら直面し、笑いとばしなさいと言うことなのです。そして、どもるというかっこ悪さを隠そうとする努力を放棄し、欠点も含めたありのままの自分を世間にさらけ出す勇気を持つことによって、これまでの心の負担が軽くなり、一種の人格構造の変化が起き、吃音は急速に解消し、私は司法試験の勉強に集中していくことができたのです。「自分を自分自身の上だけに築く人間存在は地盤を喪失する。」というカール・ヤスパーの言葉は人間実存の底知れぬ深さをあらわす、美しい言葉として今も私の脳裏に刻まれています。

今年も残すところあとわずかになりました。年末調整の還付金はもらいましたでしょうか? 支払になつたという人も出でているのではないですか?
年末調整というと還付されるのが当たり前ですが、実は徵収される場合もあるのです。
毎月の給与から天引きされている所得税は、簡単に説明しますと、その給与が毎月一定と仮定した場合に、社会保険料や扶養を考慮した年間の所得税を12か月で割った額となります。
ですので、還付金がもらえる大概の理由は、扶養が年の中途中で増えたり、年末に皆さんが提出する保険料の控除などとなります。
では、徵収される場合というのは、どのような場合なのでしょうか?
その人によって千差万別なので概には言えませんが、扶養が減つてしまつた方以外の主な要因として、毎月の給与の変動が多い方、昇給が高かつた方、ボーナスがかかった方となります。
徵収されて落ち込んでいる方、1年間の給与明細を見直してみてください。上記の3つの嬉しい要因かもしれませんよ(笑)
うつかり年末調整で控除をし忘れた方や医療費が多額となつた方、今年住宅ローンを組んだ方、寄付をした方、もうすぐやつてくる確定申告でぜひ税金を取り戻してください。

年
末
調
理
士
業
務

税理士 大橋 由美子



只今、病院出向中！

弁護士 木村

環樹たまき



平成26年11月1日より、当事務所からの出向という形で大学病院で勤務させて頂くこととなりました。

当事務所には、医療関連問題専門チームが存在し、私も、このチームの一員として、医療事故問題、病院法務、医療機関のM&A（合併、事業譲渡等）、労務問題、債権回収等、医療機関の現場で日々発生する様々な法律問題に取り組んできました。医療関連問題専門チームの取組の詳細につきましては、当事務所の医療問題法律相談ホームページ(<http://www.jyomonozaai.jp/>)をご参照頂ければ幸いです。

今まで、病院等医療機関の顧問弁護士として、医療機関の外部から、法律専門家としてアドバイスをさせて頂いたり、訴訟等の代理人として活動してきました。外部の弁護士として法律相談という形で、相談を受ける際には、既に、問題等が発生してから数時間・数日経過していることがあります。医療機関内部で初期対応が終了していることがあります。他方で、医療機関の現場で勤務するということになりますと、当

然、何か問題が発生すると、直ぐに対応を検討しなければなりませんし、検討する時間が限られた中で、よりベターな選択・アドバイスをしなければなりません。

今までに培ってきた医療関連法律問題の知識・ノウハウを生かして、今までの弁護士業務とは違った医療機関の職員としての視点・立場から、医療関連法律問題に取り組んで行き、医療の安全・発展に少しでも貢献できるよう全力を尽くしたいと思います。そして、医療機関の現場・実情を肌で実感することにより、医療関係者の皆様の親身になってアドバイスができる弁護士を目指して行きたいと思っています。

当事務所の医療関連問題専門チームは、今後も、専門性を高め、良質なリーガルサービスを提供できるよう尽力いたします。愛知・岐阜・三重の東海三県の医療関係者の皆様、医療関連の法律問題につきましては、是非、当事務所の医療関連問題専門チームにご相談頂ければと思います。

出向から戻りました

弁護士 渡邊 健司



去る平成24年11月から週4日間、県内の大学病院に出向して一種の組織内弁護士として仕事をしておりましたが、この度、平成26年11月1日より事務所に復帰いたしました。よく「病院で何をしていたの？」と聞かれますが、病院内の指針整備、クレーム対応、医療事故の初期対応、証拠保全対応、病院を運営する学校法人の契約や労務問題への対応、院内での医療安全に関する講演等、その仕事は多岐にわたりました。近年、医療と法の相互理解のため、医療従事者

の皆様に法律や裁判のことを理解していただくことの重要性が指摘されていますが、逆に法律家が医療の現場、医療の実態を知ることも重要な意味で、2年間病院の現場で医療従事者の方とともに仕事ができたことは大変貴重な経験となりました。今後も出向の経験を生かし、医療事故対応、クレーム対応、労働問題等、医療に関連する案件について積極的に担当していきたいと思います。

私たち、愛知総合女子の



苦手なものとそのつきあい方



弁護士 伴 麻里

私の苦手な物と言えば「料理」です。食べるほうではなく(食べるのももちろん大得意です(笑)),作るほうです。どうもセンスがないようで,そもそもあまり料理しない(できない?)のですが,作っても残念なことに,いまいちおいしくありません(泣)。

これではいけないと思い立ち,今年から月1回の料理教室に通い始めました。花嫁修業の若い女子達に混じって,危ない手つきで包丁を握る様子は,我ながらなかなか滑稽です。

基本も基本,肉じゃがや,ハンバーグ等習っていますが,月1回とは言え,気分転換になり,とても楽しいです。あ,料理は気分転換にするものではなく,基本毎日するものですね(笑)。まあ,自分のペースでそれなりに頑張っているということです。



社会保険労務士 長谷川 沙美

私の苦手なものは,料理です。伴先生と一緒にですね。(笑)料理が得意な人は,分量も量ることなく,さっとおいしい料理を作ることができると思いますが,私はめんどくさがりのため,料理は不得意ですが,分量を量らず調理をしてしまいます。

また,レシピどおりに作成するとレシピどおりの味しかしないのでは?と思い,アレンジを加えますが,成功した試しあはありません…。『料理にアレンジを加えるのは,基本ができている人がやることだ』というアドバイスに従い,まずはしっかりとレシピどおり調理しようと思います。いつか事務所メンバーにお披露目できる時がくるといいなあと思います。



弁護士 奥村 典子

私の苦手なものは…,『運動』です。無理のない程度に頑張ろうとジムに通った日々もありましたが長続きせず。

苦手なものを継続するためには好きなものと組み合わせようと考え,愛犬と一緒に散歩へ行くようにしています。

一人では長続きしないウォーキングも,愛犬と一緒になら不思議と長続きします。

また,例え見知らぬ人でも,愛犬を連れている散歩仲間として気軽に挨拶や会話ができる,心もあたたかくなります。これからも続けていきたいです。



税理士 大橋 由美子

「私は苦手な物はありません」というように見えるかもしれません,実を言いますと,私は幽霊の類が苦手です。今まで苦手なことは出来る限り克服してきたつもりですが,実態がないものに対処のしがなく,さらに苦手になってしまいました。

それではいけないと思い,一人でいる時はさすがに無理ですが,誰かと一緒にときはあえてホラーの映画を見たり,お化け屋敷に入るなどして,自分の限界に挑戦しています(笑)



社会保険労務士 小木曾 裕子

私の苦手な物と言えば,なんといっても注射と血液採取。自分の意思では,極力避けて通のですが,年に1回事務所で定期健康診断を受けさせられますので,ここで血液採取をされてしまいます。うまく付き合う方法は,とにかく考えないことと,可能な限り早く日程を入れ,早く済ませることです。それでも,やはり,血液採取の最中は恐怖ですので,毎回ベッドに寝かせてもらい,反対側を向いてやり過ごしています。

Q&A

法定後見制度



弁護士 森田 祥玄
しょう けん

Q 法定成年後見制度とは?

A 判断能力が不十分である方について「成年後見人」を選任し、本人に代わって財産の管理をしたり、契約をしたり、必要な各種手続きを行います。

Q どのような場合、どのような人が法定後見制度を利用するのです?

A ①施設と契約をする際に施設側から成年後見人を選んで欲しいと言われた、②区役所から成年後見人を選ばなければならないと言われた、③金融機関から成年後見人を選ばなければ取引が難しいと言われた、④配偶者や子のいない親戚の世話をする人が誰もおらず対応に苦慮している、⑤虐待の疑いがあり行政や弁護士と連携して対応を検討する必要が生じた、⑥兄弟の1人が勝手に高齢の親の財産を流用している疑いがある、あるいは、疑われている、⑦相続や交通事故の際に相手方の弁護士から成年後見人を選任しなければ示談できないといわれた、など、多種多様なパターンがあります。

Q 法定後見制度の申立から後見開始までの流れは?費用はどれくらいかかるのです?

A 必要書類を揃えて、家庭裁判所へ申立します。実費は裁判所への申立手数料800円、登記費用2600円分、連絡用郵券3000円~5000円くらい、鑑定費用が必要となったら5万円から10万円です。申立のための弁護士費用は、本人との面談の頻度、財産の多寡などの弁護士事務所の負担を考慮して決められます。事案に応じた見積もりを出しますので、お気軽にご相談ください。

費用という点で忘れてはいけないのは、成年後見人に専門家が就任した場合に、専門家に支払う報酬です。本人の財産から支払われるのが原則です。「自分が成年後見人に就任するから、専門家に支払う報酬は不要です」と思っていても、成年後見人業務は簡単ではなく、専門家でなければ対応が難しい場合もあります。また、近時は裁判所も成年後見人に専門家をつけることを要請する傾向が強くあります。親族間でもめているような事情がある場合は、いくら親族が成年後見人に就任したいと希望しても、ほぼ専門家が後見人に選ばれると思った方がよいでしょう。仮に、親族が成年後見人になったとしても、成年後見監督人として弁護士などの専門家が就任することもあります。成年後見の裁判所の運用は、ここ数年で大きく変わっております。今後の流れや見通し、トータルでの費用を、申立前に、後見分野に詳しい弁護士に正確に尋ねる必要があります。

Q 具体的には、成年後見人はどのような仕事をするのですか?

A 私は本原稿執筆日現在、5人の成年後見人、2人の成年後見監督人を務めています。年齢も、財産の多寡も、成年後見人を選ぶことになった理由も、それぞれ異なります。

人によって大きく業務内容が異なりますが、主となるのは、財産の管理です。ご本人が所有する通帳、有価証券、不動産等を管理し、日々の収入・支出の記録をします。また、必要に応じて、ご本人に代わって施設への入所契約や介護利用契約を結びます。加えて、市役所、区役所とのやり取りを行い、また、多くの事案では郵便物の管理も行います。裁判所の許可を得て不動産を売却することもあります。絵画や貴金属類を売却することもあります。後見人として行った業務は、財産目録や収支表と一緒に報告書として必ず家庭裁判所へ提出しなければなりません。

難しい法的な判断が必要となる場面もありますが、それよりも、書類を管理し、ファイリングを行い、役場や施設への相談をこまめに行うということが大切になります。鍵の付いたロッカーに、各人毎に貴重品をBOXに入れ管理し、各人毎にファイリングを行い、定期的に所内での報告を行います。管理や整理が苦手という方は、後見業務はちょっとつらいかもしれません。

原則、ご本人が病気などから回復し、成年後見人を必要としなくなった時や、ご本人がお亡くなりになるまでは、成年後見人としての責任を負うこととなります。

お悩みの方は、お気軽にご相談ください。

上野先生を偲ぶ会

弁護士 梅村 明男



当事務所では、毎年10月になると、上野精先生のご伴侣である上野朝子様、当事務所出身弁護士、当事務所所属弁護士、職員が集まり、上野精先生を偲ぶ会を開催しております。昨年は柄澤弁護士、熊田弁護士が初参加して判事時代の想い出を語っていました。

今年も10月18日に上野先生を偲ぶ会を開催し、上野先生についての話、上野先生に報告する事柄などを、それぞれが語りました。この会も回を重ねてきましたが、未だに語ることは尽きません。上野先生についての話を聞いたり、上野先生のことを見出しながら現在の状況や今後やりたいことなどを話すと、上野先生の高潔な魂、真摯な姿を思い出し、上野先生が笑顔で見守ってくれるような弁護士であるだろうかと自らを見つめ直すことができますので、この会は参加者にとって大切な機会になっています。

当事務所は、弁護士が27名となり、上野先生がいらっしゃった頃から更に大型化しています。今後も、上野先生から教えていただきたい様々なことを引き継いでいき、上野先生魂が脈々と根付いた法律事務所にしていきたいと所員一同考えています。





甘い話に ご用心

(ホントは怖い銀行の仕組債)



この原稿を書いている11月はじめ現在(既に原稿〆切りを過ぎていますね。担当の原田さんゴメンナサイ)の日経新聞の記事によりますと、円安・株高が進み、仕組債が大量償還になっているそうです。

仕組債というのは、銀行や証券会社等の金融機関がひとところ売り出した、デリバティブ(金融派生商品)を組み込んだ債権のことです。

多くの商品では、通常の預金や債権に比べ高利回りが得られ、しかも元本を割る可能性は一見して低く見える、というのが特徴で、低金利時代に高利回りを求める個人顧客に販売されました。

ところが、個人顧客に販売されたデリバティブ商品の大半は「オプションの売り」が組み込まれており、株価の下落や円高が一定水準まで達した場合多額の損失が出る(元本全額の喪失も普通に生じるレベル)という非常に恐ろしい特性があります。このため円高・株安が進行した際には出資元本全額の毀損に近い状態の被害も多数出了ました。

これに対して、顧客の利益は限定されており、株価が上がろうが、円安になろうが、利益は元本に対して数%程度(※1)なのが通常です。

損失の大きさと利益の程度を比べると非常にアンバランスな商品なのですが、これが一見安全で高利回りな商品に見えるのは、損失が発生する可能性が実際より小さく見えるからです。仕組債は数年から30年程度の償還期限が定められているのが通常ですが、相場の変動を中長期で見ると、通常人の感覚を超えた動きをすることがあります。損失の発生可能性は思ったよりも高いのです。

加えて、仕組債には顧客に有利な相場変動があった場合に、早期償還といって満期前に償還される条項が付いています。

ているものが多く、こうした場合顧客は期待した有利な運用益を得られません(※2)し、逆に金融機関の負うリスクは限定されます。

更に、早期償還になった仕組債については、金融機関は顧客に再度仕組債への投資を勧める傾向がありますが(※3)、何度も仕組債への投資を繰り返せば、いずれ相場が大きく反転した際に、顧客が巨額の損失を被る可能性が高まります。

昨今では、デリバティブ商品については、当該商品の時価評価額について、金融機関が顧客に対する説明義務を負っていたことを判示する裁判例も出ています。金融機関は予め自分たちにとってのリスクとリターンを計算して時価を算出したうえで販売しているのですから、これについて説明しないのは不誠実と言われても仕方ありません。これはデリバティブを組み込んだ仕組債にも当てはまる 것입니다。

この冊子を読んでいる方の中にも、もしかしたら金融機関から仕組債への投資を勧められている方もいらっしゃるかも知れませんが、慎重に考えて頂いた方が良いのではないかと思います。

※1 商品により差があり、リターンがもっと大きいものもあります。

※2 この点も、商品により差があり、早期償還条項の内容はケースバイケースです。

※3 顧客も、リスクが表面化せず高利回りを得ているので、危険を認識せず再投資に応じがちです。

もう嫌だ、名前を変えたい
少し前からいわゆるキラキラ・ネームが話題ですね。名前は親から子への最初のプレゼント、親は頭をひねりながら考えるものです。
ところで、昔前、あまりに子供がかわいそうだと非難が集まつた名前がありました。皆さんも、記憶にあるかと思います。では、子供は付けられた名前で一生生活しないといけないかなど、正当な事由がある場合、家庭裁判所で戸籍の名の変更許可申請をする方法があります。

正当な事由とは、名の変更をしないとその人の社会生活において支障を来す場合をいい、単なる個人的趣味、感情、信仰上の希望等のみでは足りないとされています。認められる事例としては、①本名通称名として使用している名があり、社会的に浸透している②珍名等により書きづらい、読みづらい③性同障害により、名前が適さない④結婚したこと、家族に同姓同名がいる等です。「運気が悪いのは名前のせいだ!」といった理由だけで芸名のように変えられません。前述のケースは、精神的苦痛を伴いいじめの原因となるといった点を中心とした申述書を組み立てることになります。

本手続きは、戸籍上の名前が変わるので、犯罪に利用される恐れもあるため裁判所の認可基準は厳格であり、資料を添付の上申述書の内容に注意する必要があります。もしお悩みの方があらいましたら、一度ご相談下さい。

司法書士 萩野直樹



もう嫌だ、名前を変えたい

